

◇保健機能食品・特別用途食品を活用した商品開発のための基礎講座◇

◆2022年10月26日（水） 13:30～

●13:30～14:30

“商品開発における特定保健用食品と機能性表示食品
～基礎から制度の使い分けまで～”

■ 関谷 路子 当協会 機能性食品部/特定保健用食品部

【概要】「商品開発」とは何か。様々な定義が存在するが、ここでは「製品（物）」を作り、「パッケージの表示やプロモーション（情報の付加）」によって「商品」に仕立てていくプロセスとして考えてみる。この場合、昨今の食品業界における「商品開発」に欠かせない制度が特定保健用食品（以下、トクホ）制度と機能性表示食品制度であることは疑いようがないだろう。何故なら、トクホと機能性表示食品は食品に機能性を表示することができる制度だからだ。「製品」に機能性という「情報の付加」がしやすく、一般消費者に価値の説明が容易にできる。そのため市場には数多くの「商品」が流通し、各社のプロモーションがしのぎを削っている。一方、2つの制度の違いや使い分け、表示できる範囲、広告規制の共通部分と違い等、数多くの留意すべき点があるものの、「なんとなく」で済ませてしまいがちではないだろうか。これらの「なんとなく」を解消することで、より効率良くかつ適切に「商品開発」を進めることができるだろう。

本講では、「なんとなく」で済ませてしまいがちな内容について解説しながら、「商品開発」におけるトクホ制度と機能性表示食品制度の使い方について考えてみたい。

* 内容は、都合により変更となる場合がございます。予めご了承ください。

●14:35～15:35

“「栄養機能食品」と「特別用途食品」について”

■ 駒橋 玲子 当協会 栄養食品部

【概要】「栄養機能食品」制度は行政による許可や届出は不要で、企業による自己認証制度です。上手に活用すれば、トクホや機能性表示食品と比較して簡単に、健康に役立つ製品表示が可能となります。

また、最近では、トクホ制度において通知改正があり、疾病リスク低減表示の拡充、見直しがなされました。より病者に近づく食品表示は皆様においても関心の高い分野かと思えます。ちなみに、食品表示の中で「病者向け」であることを堂々と表示できる制度があるのをご存知ですか？それが「特別用途食品」制度です。当協会では、「特別用途食品」制度における「病者向け」表示の拡充に取り組んでいますので、そのトピックをお伝えします。

* 内容は、都合により変更となる場合がございます。予めご了承ください。

◆参加費； 当協会会員、食品保健指導士 5,000円/1名 * 食品保健指導士：1単位

一般 10,000円/1名（税込）

* 1社で複数名ご参加の場合は人数分のお申込みが必要となります。

◆お申込・お支払い期限；10月20日（木） * お支払いが10/21以降になる場合、お申込みフォームの特記事項欄にその旨ご記入ください。

◆お申込みはこちら > <https://fs220.xbit.jp/q654/form4/>

◆お支払い先； ■ゆうちょ銀行 口座番号：00140-9-64047 * ゆうちょ銀行の場合、通信欄に氏名をご記入ください。

■みずほ銀行 麹町支店 普通) 1574136

■三菱UFJ銀行 本店 普通) 7649126

口座名：公益財団法人日本健康・栄養食品協会

ザイニホクケノクイヨウヨクシヨクカイ

* 払込受領証等(金融機関で発行されるもの)をもって領収証に代えさせていただきます。

* 振込手数料は貴社にてご負担をお願いします。

* ご入金後の返金はいいたしませんのでご了承ください。

◆お問合わせ； (公財) 日本健康・栄養食品協会 研修企画部 kensyu@jhnfa.org